

事 務 連 絡

平成27年4月22日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

主治医意見書における医師同意欄の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

要介護認定における主治医意見書については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法改正等に伴い改正を行い、平成27年4月1日より適用しているところです。

当該改正の内容における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲は、介護保険事業の適切な運営のために必要な範囲であって、従前の介護サービス計画作成に加えて、例えば、

- ・ 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- ・ 地域ケア会議における個別事例の検討
- ・ 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- ・ 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定に関する利用を考えており、その範囲内において取り扱っていただきますよう、管内市町村に周知をお願いします。

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

石井、天辰

電話：03-5253-1111(内)3944

FAX：03-3595-4010

アドレス：amatatsu-yuuta@mhlw.go.jp